議会が政策声明書 承認

英国の原子炉新設計画

英国議会下院は十九日、原子力の新設計画も含めた六件のエネルギー関係の国家政策声明書（NPS）を可決承認した。NPSは国内重要施設の建設に際し、当該施設の必要性やサイトの検討および影響評価の原則等、計画の青写真となるもの。エネルギー気候変動省（DECC）では、NPSの承認により、原子炉の新設に伴う不確定要素が取り払われ、電気事業者はイングランドおよびウェールズ地方の八か所で一層の確信を持って大規模な投資に踏み切れることになったと強調している。

原子力に関するNPSでは、オールドベリーやセラフィールドなど、原子力施設がかつて稼働、あるいは現在稼働中の八サイトを二〇二五年までに原子炉の新設が可能な候補地として指定。今後は、これに従って独立の立場の基盤施設計画委員会（IPC）が個別の建設計画申請書について詳細を審査し、是非を判断することになる。ただし、昨年五月に発足したD・キャメロン政権は翌六月、「IPCは民主的な説明責任能力に劣る」とし、これに代わって閣僚らが参加する新たなインフラ計画審査システムを設置すると発表。現在審議中の「地方主義法案」が成立し次第、IPCは廃止され、そのスタッフおよび機能はコミュニティ自治省に移管されることになっている。

DECCのC・ヒューン大臣はNPSの決定について、「低炭素社会の実現に向けた計画が大きく前進した」と評価。英国内でのエネルギー供給が適正価格で保証できるようになるとしている。

EDFエナジー社談話

英国で四基の欧州加圧水型炉（EPR）建設を検討しているEDFエナジー社は、同社が建設候補地に指名したヒンクリーポイントとサイズウェルがNPSのリストに入っていることから、「新設計画は一週間の間に二度目の大きな節目を迎えた」と歓迎。数日前、DECCが電力市場改革に関する白書を公表し、原子力を含めた低炭素電源への投資促進政策を提案したことを喜んだ。

同社は、議会によるNPSの承認は英国の原子力新設計画が政界のみならず一般国民からも幅広く支持されている証拠だと断言。この支持が福島事故後も変わらず維持されている理由として、英国ですでに確固たる安全基準が存在するほか、同事故からの教訓実施が確約されている点を反映していると指摘した。

同社によると、英国保健安全執行部（HSE）の主席原子力検査官でもあるM・ウェイトマン氏は福島事故の暫定報告書の中で、「英国原子力産業界は同事故に責任を持って適切に対応し、原子力発電所での安全確保と堅固な安全文化のためにリーダーシップを発揮した」と評価。英国で既存原子炉の運転を停止したり、新規原子炉の建設立地戦略を変更する理由は何もないと結論付けた点に言及した。

現時点で公表済みの原子炉新設計画

建設計画事業者	建設予定地	出　力	採用炉型
EDFエナジー社 傘下にブリティッシュ・エナジー（BP）社。BP社株の20%を保有するセントリカ社との合弁事業。	●ヒンクリーポイント ●サイズウェル	640万kWまで	EPR×4基
ホライズン・ニュークリア社 独RWE社とE・ON社の合弁事業体。	●ウィルファ ●オールドベリー	少なくとも600万kW	（未定）
ニュー・ジェネレーション社 GDFスエズ社、イベルドローラ社、スコティッシュ＆サザン・エナジー社の企業連合。	●セラフィールド	360万kWまで	（未定）
3社の合計投資額：約400億ポンド		1600万kW	

営業運転を2年先送り

仏国のEPR建設計画

フランス電力（EDF）は二十日、仏国北西部ノルマンディ地方で建設中のフラマンビル3号機（FL3）の営業運転開始年月について、昨年七月に公表した予定から二年繰り延べた二〇一六年になると発表した。

FL3は過去十五年間に同国で初めて建設される原子炉というだけでなく、同国初の欧州加圧水型炉（EPR）となる予定だが、世界初のEPRとしてフィンランドで建設中のオルキルオト3号機と同様、建設スケジュールは遅れ気味。これに伴い、建設費も当初予定の三十三億ユーロから六十億ユーロに倍増するとしており、今後英国などで建設されるEPR計画にも少なからず影響を及ぼすと見られている。

遅延の原因についてEDFでは「構造的および経済的な理由による」と説明。工業管理の観点から実施すべき作業の範囲――特に鉄筋やアンカープレート使用量の当初見積が甘かったことも含め、土木エンジニアリング作業の評価を見直さねばならないと釈明した。また、今年初頭に建設現場で二件の死亡事故が発生し、うち一件の影響により同作業が数週間にわたって停止。今年前半の作業を実質的に遅らせる要因になったとしている。

6月末現在のFL3建設サイト

それでも福島事故発生前、今年二月の決算報告時には、EDFは「二〇一四年に運開」との見通しを堅持していた。しかし、事故後にEU域内すべての原子力発電所で課されることになった包括的な安全評価審査が計画の遅延に拍車をかけたとEDFは指摘。審査結果は今年九月にも仏原子力安全規制当局に提出する予定だとしている。

EDFではこうした課題を解決するため、今後は次のような新しい手法を作業パートナー達との連携手法に取り入れると決定した。すなわち、①すべての課題を盛り込んだ信頼性の高いスケジュールを新たに策定する②二〇一二年に予定されている丸天井の設置など、大きな節目の時期に合わせてプロジェクトの進捗状況を評価する公開協議を定期的に建設サイトで開催する③作業の管理と監督で新たな慣行を構築する④サイトで作業する九企業を交えた委員会を創設するなど、作業パートナーやチーム間の調整を取る⑤安全性等に関する要件を整理統合する――などである。

「日本との交渉、今月末メド」

トルコのシノップ建設計画

二〇一九年までに黒海沿岸シノップに百四十万kW級原子炉を四基程度建設するという計画について、トルコ政府の日本に対する忍耐もついに限界に近づいたようだ。

昨年十二月に優先権を与えた日本政府および東芝との交渉は、今年三月の福島事故により中断。エネルギー天然資源省のT・ユルドゥズ大臣は「日本側が（当初期限の三月末以降も）交渉期限の延長を望むのなら協力する用意がある」として、震災後も日本とその技術に対する信頼が揺らいでいないことを強調していた。

しかし同大臣は七月十四日、建設計画について七月末までに日本から明確なロードマップを盛り込んだ提案が示されるとの見通しを表明。未確認情報では、この期限までに交渉継続の意思を示さない限り日本との交渉は棚上げし、他国との交渉を開始するとの同省高官の弁が伝えられている。

日本では菅首相が十三日に長期的な脱原発政策への転換を個人的意見として表明。海外輸出についても改めて議論が必要としていることから、トルコとの交渉が白紙に戻る可能性も高くなった。

◇　◇

一方、枝野幸男官房長官は二十六日の記者会見で、トルコ政府が日本の優先交渉権を七月末にも打ち切るとの報道に関し、「事故の教訓を活かし、高い水準の原子力が実現するよう国際貢献を進めていく」とのわが国の立場を明示。トルコとの交渉の状況については、「具体的なことは話せない」とした上で、経済産業省からトルコへ職員を派遣していることを明らかにした。

ホープクリーク炉で認可延長

米規制委

米原子力規制委員会（NRC）は二十日、ニュージャージー州で稼働するホープクリーク原子力発電所（百十七万kW）の運転認可を二十年延長し、二〇四六年四月までとする裁定を下した。

同炉は格納容器に福島第一原子力発電所と同じマークI型を採用するGE社製BWRだが、NRCは事故直後の三月二十一日にも同型の格納容器を装備するバーモント・ヤンキー発電所（BWR、六十五・二万kW）に二十年の運転認可延長を許可している。NRCではすでに一九八九年九月、同容器を米国内で使用する電気事業者に強化ベントの追加設置を含む事故対策の改善を勧告。各事業者が個々の設計を考慮した強化ベントを設置済みとの判断の下、同容器を使用する稼働中原子炉二十三基中二十一基に、運開以降六十年間の操業を認可したことになる。

ホープクリーク炉の認可延長申請について、NRCでは運転期間延長に伴う安全性と環境影響を二年にわたり審査した。しかし、福島事故の教訓により、NRCの原子力規制そのものに包括的な審査が求められていることから、延長認可発給後でも安全性改善に必要な変更と判断すれば、同審査からの勧告を適用していく考え。従って、ホープクリーク炉もその他のすべての国内炉と同様、ポスト福島事故の審査結果に従ってNRCが変更する規則や政策の影響を受けることになる。

なお、バーモント・ヤンキー発電所の運転期間延長に関しては、運開後四十年目の二〇一二年三月時点で閉鎖するよう求めている地元バーモント州政府と、同炉を所有・運転するエンタジー社が現在、係争中である。

同炉では過去に配管からトリチウムが漏れるなど、州民の心象が悪化。エンタジー社は同炉を購入した際「二〇一二年以降の操業に関しては州の承認を求める」との覚書を関係各者間で締結したが、〇六年に成立した州法により、同覚書の条項は無効になったと認識している。州議会が昨年二月に「認可延長は認めない」との票決を下して以降は同炉の売却も検討しているが、今年三月にNRCが認可延長を許可したのを受け、同社は翌四月、州政府を相手取って運転延長を求める訴訟を起こしたもの。

NRCは同炉の安全運転に関する年次の評価で、今年はトリチウム漏れに伴う地下水の汚染対策を追加で検査するほか、使用済み燃料の乾式貯蔵キャスクや緊急時対応策、放射線防護分野を中心に検査するとの方針を六月に公表している。

20年の運転認可延長が許された71基
（*はMark I格納容器使用炉）

カルバートクリフス1、2号機	ブラウンズフェリー1～3号機*
オコニー1～3号機	ブラウンズウィック1、2号機*
ANO 1号機	ナインマイルポイント1*、2号機
エドウィン・ハッチ1、2号機*	モンティセロ発電所*
ターキーポイント3、4号機	パリセード発電所
ノースアナ1、2号機	J・Aフィッツパトリック発電所*
サリー1、2号機	ウルフ・クリーク1号機
ピーチボトム2、3号機*	ハリス1号機
セント・ルーシー1、2号機	オイスタークリーク発電所*
フォートカルホーン1号機	ボーグル1、2号機
マクガイア1、2号機	TMI1号機
カトーバ1、2号機	ビーバーバレー1、2号機
H・Bロビンソン2号機	サスケハナ1、2号機
R・Eギネイ1号機	クーパー発電所*
V・Cサマー1号機	デュアン・アーノルド発電所*
ドレスデン2、3号機*	キウォーニ発電所
クアド・シティーズ1、2号機*	バーモントヤンキー発電所*
ファーリー1、2号機	パロベルデ1～3号機
ANO 2号機	プレーリーアイランド1、2号機
D・Cクック1、2号機	セイレム1、2号機
ミルストン2、3号機	ホープクリーク1号機*
ポイントビーチ1、2号機	

韓国と原子力協力協定を締結

インド

インド政府は二十五日、韓国との原子力平和利用に関する二国間協力協定に調印した。原子力発電所の機器・設備を商業取引する枠組となるもので、二〇三〇年までに八十基の原子炉輸出を戦略目標とする韓国が、二〇三二年までに六千三百万kWの民生用原子炉建設計画を掲げるインドの原子力市場に参入することが可能になった。

二〇〇八年に原子力供給国グループがインドへの原子力資機材禁輸を解除して以来、インドはすでに、米国、カザフスタン、モンゴル、ナミビア、アルゼンチン、ロシア、仏国、英国、カナダと同様の原子力協力協定を締結済み。一方、日本との協定は、インドが核不拡散条約に加盟していない点などがネックとなって交渉が進展していない。

今回の原子力協定締結はインドのP・パティル大統領が韓国の李明博大統領を訪問し、両国が包括的な経済・戦略パートナーとして社会保障と情報・通信の分野で協力合意したのに併せたもの。両国首脳は昨年一月、同協定の締結に向けた協議の開始で合意していた。実際の調印はインド原子力省のS・バネルジー長官（＝写真左）と韓国外交通商部の金星煥長官が行っている。